

## 令和3年度武蔵村山市モバイルルーター貸付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、GIGAスクール構想で整備したタブレット端末によるオンライン学習を進めるに当たり、ネットワーク環境が整っていない家庭の児童及び生徒の保護者に対して、インターネット通信が可能なモバイルルーターを貸与することについて必要な事項を定め、もって、児童及び生徒の家庭におけるオンライン学習を支援し、課題やその取組についての検証を目的とする。

## (貸与の対象者)

第2条 モバイルルーターの貸与を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、家庭においてオンライン学習のためのネットワーク環境が整っていない者のうち次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 武蔵村山市立第十小学校に在学する小学5年生及び6年生の保護者
- (2) 武蔵村山市立小中一貫校村山学園小学部に在学する小学5年生及び6年生の保護者
- (3) 武蔵村山市立第一中学校に在学する中学2年生の保護者
- (4) 適応指導教室に通学する児童及び生徒の保護者

2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者については、モバイルルーターの貸与の対象者とすることができる。

## (貸与の台数)

第3条 モバイルルーターは、予算の範囲内において前条に規定する対象者に対し1台を上限として、当面の間貸与する。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

## (貸与の申請)

第4条 モバイルルーターの貸与を受けようとする者は、モバイルルーター借受書（第1号様式）により教育委員会及び在学する学校長に提出しなければならない。

## (費用の負担)

第5条 モバイルルーターの貸与期間中におけるインターネット回線の利用に係る費用は、教育委員会が負担する。

(返還)

第6条 モバイルルーターの貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、モバイルルーター返還届(第2号様式)を添えて、モバイルルーターを教育委員会若しくは在学する学校長に返還しなければならない。

- (1) 本検証が終了したとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 本事業を実施するために教育委員会と回線事業者の間で締結したインターネット回線の利用契約の期間が満了したとき。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 前3号に掲げるほか、教育委員会がモバイルルーターを貸与することが適当でない  
と認めたとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。